

○アフガニスタン被災民に係る物資 協力の実施について

(平成13年3月23日
閣議決定)

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第25条第1項の規定に基づき、アフガニスタン被災民に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成12年度において、国際移住機関（IOM）に対し、現在、アフガニスタンにおいてアフガニスタン被災民に対し行われているIOMの活動に協力するために必要な

- | | |
|-------------|--------|
| (1) テント | 160張 |
| (2) 毛布 | 1,200枚 |
| (3) ビニールシート | 1,600枚 |

を無償で譲渡し、それらの輸送に必要な役務を予算の範囲内において無償で提供する。

説 明

- 1 アフガニスタンにおいては、紛争が長期にわたる中で、昨年夏

以降だけでも同国内で新たに数十万人の被災民が避難を余儀なくされている。

また、これらの人々の状況は、今冬に入って国内の紛争が激化したこと等により、危機的なものとなっている。

- 2 このような状況に対し、国際移住機関（IOM）を始めとする各種の人道援助機関が援助活動を実施してきているところである。
- 3 今般、IOMから我が国政府に対し、IOMの活動に早急に必要なテント、毛布及びビニールシートの譲渡要請がなされたものである。